

総務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行に伴い、中小企業等の
経営強化に関する基本方針を廃止する告示を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

中小企業等の経営強化に関する基本方針を廃止する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、厚生労働省、
総務省、経済産業省、告示第二号）は、廃止す
る。
国土交通省

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日（令和三年 月 日）から施行する。